

出産ケア政策会議 会員規則

第1章 総則.....	1
第1条 目的.....	1
第2章 会員の種別および入会 .....	1
第2条 会員の種別 .....	1
第3条 入会基準.....	1
第4条 入会手続.....	2
第3章 会員の権利および義務 .....	2
第5条 正会員の権利.....	2
第6条 正会員の義務.....	2
第7条 賛助会員の権利 .....	2
第8条 賛助会員の義務 .....	3
第4章 入会金および会費 .....	3
第9条 入会金 .....	3
第10条 会費.....	3
第5章 退会および会員資格の喪失 .....	3
第11条 退会.....	3
第12条 除名.....	3
第13条 会員資格の喪失 .....	4
附則.....	4

**第1章 総則**

**第1条 目的**

この規則は、非営利任意団体「出産ケア政策会議」（以下、「本会」とする）会則第2章に規定する会員について必要な事項を定める。

**第2章 会員の種別および入会**

**第2条 会員の種別**

本会の会員は、「正会員」と「賛助会員」の2種類である。

**第3条 入会基準**

1. 本会に「正会員」として入会しようとするものは、本会の目的に賛同し、本会の事業を運営、また

は事業内容に沿って活動する個人である。

2. 本会に「賛助会員」として入会しようとするものは、本会の目的に賛同し、本会の事業を賛助する個人または団体（法人）である。
3. 入会は随時可能とする。

#### 第4条 入会手続

1. 本会に会員として入会しようとするものは、本規則の内容を確認後、入会申込書（もしくはオンライン上の申込フォーム）に必要事項を記入して、本会へ提出する。
2. 会員は、入会申込書の提出をもって、本規則を承認したものとする。
3. 正会員は入会金および初年度会費、賛助会員は初年度会費の入金の確認をもって入会の成立とする。

### 第3章 会員の権利および義務

#### 第5条 正会員の権利

1. 正会員は、次の権利を有する。
  - 1) 本会における議案の議決権
  - 2) 会議および総会への出席
  - 3) 会議および総会の議事録の閲覧
  - 4) 会議および総会の録画の閲覧（2週間限定）
  - 5) オンライン・コミュニケーション・ツール（Chatwork）を使った正会員間の情報共有
  - 6) 本会主催の研修会やイベント参加費の優遇
2. 正会員は、本会の事業の運営に積極的に参加することが求められるが、個人の状況に合わせて活動の範囲または程度を調整することができる。

#### 第6条 正会員の義務

1. 正会員は、入会に際して、本規則に従い入会金を納入しなければならない。一度退会したものが再入会する場合も、入会金を納入しなければならない。
2. 正会員は、本規則に定める会費を納入しなければならない。
3. 正会員は、総会において本会運営に必要な分担金が定められた場合、分担金を納入しなければならない。
4. 正会員の登録内容に変更が生じたときは、本会の代表へ届け出なければならない。
5. 本会での活動において、担っている役割が遂行できない、または役割の変更を要するときは、他の会員と相談し、役割の引継ぎ等を行う。
6. 正会員は、本会の活動、会議および総会において得た個人の情報（会話、写真、録画等を含む）を、本人の許可なく口外する、SNSに投稿する等の行為をしてはならない（守秘義務を守る）。

#### 第7条 賛助会員の権利

1. 賛助会員は、次の特典を得ることができる。

- 1) 会員限定メールでの情報提供
  - 2) 本会の会議および総会の議事録の提供
  - 3) 本会の活動報告書の提供
  - 4) 本会主催の研修会やイベントの案内
  - 5) 本会主催の研修会やイベント参加費の優遇
2. 賛助会員は、本会の運営や活動を円滑に行うための協働・支援・助言を行うことができる。

## 第8条 賛助会員の義務

賛助会員は、本規則に定める会費を納入しなければならない。

## 第4章 入会金および会費

### 第9条 入会金

正会員は入会に際し、次の入会金を納入しなければならない。

	助産師	助産師以外	学生
入会金	1,000 円	500 円	なし

### 第10条 会費

1. 会員は、会員の種別に従い、次の会費を納入しなければならない。

会員の種別	正会員			賛助会員	
	助産師	助産師以外	学生	個人	団体
年会費	20,000 円	5,000 円	2,000 円	一口 3,000 円	一口 10,000 円

2. 助産師資格を持つ学生は、助産師として会費を納入する。
3. 夫婦（事実婚含む）の場合、一人分の会費を納入する。

## 第5章 退会および会員資格の喪失

### 第11条 退会

会員は、本会の代表へ退会を届け出ることによって任意で退会できる。

### 第12条 除名

1. 会員が次の事由に該当する場合は、総会の承認において除名となる。
  - 1) 本会の会則または規則に違反したとき
  - 2) 本会の名誉を傷つける、または目的に反する行為をしたとき
  - 3) その会員に関して本会への苦情申し立てがあり、これに対する改善指示に対応できないとき
2. 除名を課すことが予定される場合、その会員は決議の前に弁明の機会を与えられなければならない。

## 第13条 会員資格の喪失

1. 会員は、次の事由によってその資格を喪失する。
  - 1) 退会を届け出たとき
  - 2) 総会において除名を決定したとき
  - 3) 死亡（団体の場合は解散）したとき
  - 4) 事前の連絡なしに会費を2ヶ月以上滞納したとき
2. 会員がその資格を喪失したときは：
  - 1) 本会に対する全ての権利を失い、また義務を逃れるが、資格喪失以前の未履行の義務があるときは、これを最後まで履行しなければならない。
  - 2) 会員がその資格を喪失しても、すでに納入した会費や拠出した金品は返還しない。

## 附則

この会則は、2020年（令和2年）5月16日から施行する。

本規定は、1年毎に見直す。

## 改定履歴

2020年7月11日 承認を得て下記3点を削除する。

### 第5条 正会員の権利

- ・会員限定メールでの情報提供

### 第10条 会費

- ・入会の初年度以外は、毎年5月に会費を納入する。
- ・初年度の会費も入会時期にかかわらず、同額とする。